

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

4番、北村議員の質問を許します。4番 北村議員。

○4番（北村龍二君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問させていただきます。

毎年のように一般質問に取り上げられている接遇という問題ですが、先日、先輩議員も言われていましたが、毎年、1期目の議員がこれを問題視するというように、役場に出入りをしても最初にやはり考えることなんでしょうと考えます。

私が議員にならせていただいてまだまだ何もわからない平成27年美浜町議会第1回定例会でも、この接遇の問題が先輩議員からありました。また、別に、この1年で複数の町民の方々に、役場はあんまり行きたくないんよとか、職員の態度、何やあれということをよく耳にします。実際、私もそう思います。少し悲しい気持ちになります。

私ごとですが、大阪の民間会社を退社後独立して、十数年、サービス業として40人近い従業員を抱えて営業しておりましたが、役場と民間会社のサービス業の違いがあるのはわかっていましたが、正直、ここまで残念な感じだとは思いませんでした。もちろん、この話は、全員がそうだと言っているのではありません。ただ、それが一事が万事だと言いたいのです。

先日、全員協議会で防災企画課からお話をお聞きしました第7次美浜町行政改革大綱（案）にも載っていましたが、町民が求めている質の高いサービスを持続的に提供していくためや意識向上研修の実施等で接遇をより一層追求されていますが、そこで質問です。

1つ目、平成27年第1回定例会で先輩議員がアンケート結果を報告され、その反省を踏まえ、1年間でどこがどう変わりましたか。具体的をお願いします。

2つ目、町長ご自身が目指しておられる住民が行きやすい役場、明るい元気な役場になっていると思われませんか。

3つ目、町長が思っておられる役場は最大のサービス業とうたっておられますが、サービス業ではなく、最大のサービス業とは何ですか。

3つの質問を別々にご回答よろしくをお願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

北村議員の職員の接遇についてのお尋ねでございます。

まず、1点目が、平成27年第1回定例会で先輩議員がアンケート結果を報告され、その反省を踏まえ、1年間でどこがどう変わったのか、具体的にお尋ねでございます。

昨年、第1回定例会で中西議員からのご質問に、独自に行ったアンケートで美浜町の対応が一番悪い気がするというお話を聞き、大変心外であり、残念な思いをしたところでございます。

私自身、その際にもご答弁いたしました。美浜町が一番悪いという認識は持ってはございません。むしろ最近では、対応が随分よくなったというお声もいただいております。それに慢心することなく、北村議員からのご質問は謙虚に受けとめながら、今後とも機会を捉えて、挨拶の徹底、丁寧な対応を職員に対して指導してまいります。

2点目の町長ご自身が目指しておられる住民が行きやすい役場、明るい元気な役場になっていると思われませんかのお尋ねでございます。

役場は敷居が高いと感じる部分は、誰しも多少なりともあるかもしれませんが、私がふだんから言っております丁寧な挨拶、対応を徹底することで、決して役場は敷居の高いところではないということがわかっていただけないかと思っております。

3点目の町長が思っている役場は最大のサービス業とうたっておられますが、サービス業ではなく最大のサービス業とは何かのご質問にお答えいたします。

役場は人の出生、いや、妊娠の段階から死亡まで、あらゆる場面にかかわり、育児、教育、保険、医療、介護等にもかかわり続けていきます。亡くなってからも、墓地や相続等もかかわることがあり、福祉、産業振興、教育などあらゆる分野に関係してございます。

そういう意味から、サービス業の中でも最大のサービス業と言えるのではないのでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 4番 北村議員。

○4番（北村龍二君） 朝9時なんでちょっとテンションもまだ上がってないんですけども、まず、再質問といいますが、再質問の前に、私は1つはどこがどう変わったかという質問をさせてもうているんですけども、大変心外やとか、対応がよくなったとか、これは、ほなもう、あれですか、この回答を見る限りでは、もううちとこは大丈夫やろうと、どこが悪いねんと、何でこんな質問すんねんと言うてはるんですよ。そうとしかとれないようなお答えなんですけれども、どんなものですか。

例えば、去年の3月の第1回の定例会で、先輩議員が言うたことに、2月のちょうど選挙の終わった後ということで、こういうふうに言われているんですけども、「2月の町長選挙の際に住民の皆さんとお話する中で、職員の対応も随分よくなったというお声を耳にしたところでございまして、少し成果が出ているという認識を持っています」、これはもう十分わかります。

ただ、これは町長に寄られていった方のお話ですよ。だから、それはもう外部の声でもあるんですけども、周りの声とは言えませんし、ほなもうええように言うのも大体わかるような部分もちょっとあるんです。それをもうそのままのみにするのではなくて、私が言うたように、アンケートのときも改善していきたいとおっしゃっているんですけども、これはもう改善したいというふうには聞こえないんです。どう見ても、何でこんな

こと書くねんというような書き方ですよ。大変心外やと。大変心外じゃなくて、やっぱりちょっと真摯に受けとめるとか、謙虚に受けとめるとか。私は対応が悪いということを言っているんじゃないで、どう変わりましたかと聞いているんですよ。悪いとは思っていませんとしかとれません。

それで、2つ目なんですけれども、決して役場は敷居の高いところではないということをおっしゃっているんですけれども、僕、ここで敷居の高い話してくださいと聞いてないんですよ。入りにくいということを何でですかとも聞いてないんですよ。ここは、住民が行きやすい場所とか、明るい場所、元気な役場になっていると思われませんかとお聞きしているんですよ。敷居の高い場所ということは僕、何も書いてない。どう思われますかと書いているので、敷居の高い場所もそれは中の1個やと思うんですけれども、この辺どうですかね。

それと、最後、町長が思っておられる役場は最大のサービス業とはということなんですけれども、これ、今おっしゃられていることはもちろん大事です。サービス業ですわ。法令用語の役務なんですよ。これ、ただのサービス業、ただのというのは、ええ意味のただのサービス業。私言っているのは、町長がおっしゃられた最大のサービス業ということをお聞きしたんです。これ、再質問の前にもう一回ちょっとお答えいただけませんか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えいたします。

今のお尋ねでしたら、1点目からずっと答弁させていただいてよろしいですよ。

1点目の1年間でどこがどうという云々という形でございますが、前回、27年の議会の中で、私自身はそのアンケート等という形の中でびっくりしましたよ、心外でございませとご答弁をさせていただいたのは事実でございます。

そういった形の中で、今回、北村議員からこういった接遇についてどうですかというふうな形のお尋ねでございますので、その接遇ということに関しまして、謙虚に受けとめていきたいということでございます。

あくまでも、聞く耳を持ちながら、いろんな形で変えながらやっていきたいというのが私の気持ちでございますし、逆に、今までもそうでございます。例えば、年末、そして年始の中で、御用納め、御用始め等々もございませ。そういった形の中で、私自身、職員に訓辞というような形でお話もさせていただくケースがございませ。そういったときにも、もちろん、事務というか、仕事でございませので、ハウレンソウは徹底してくださいとか、そして接遇ということもお話ししてございませ。また、日常的にもお話しさせていただきますし、今言った御用始めとか御用納め等々もそうでございますが、逆に、お話しするのと同時に、ジェスチャーを交えてするケースもございませ。

これは何もかも100%、接遇ということで、私も含めてですけれども、特に私なんかだめだなと思うんですけれども、100%の人間はいないと思います。そういったことも謙虚に北村議員のお尋ねに耳を傾けながら、今後ともやっていきたいというのが1点の

お答えでございます。

そして、2点目でございますが、北村議員は敷居が高いと言っていることはないよということなんですけれども、あくまでも行きやすい場所づくりというのが、役場でいうたら私自身も大事だと思います。それこそ役場というところは、言葉を変えたらば役に立つ場所という形も、私、認識もしてございます。ただ、どうしたって、多くの住民の方がどれだけ美浜町の役場のほうへ来庁されるかといえ、ぱっと思いつくのは、何をというたらば、例えば住民票とか所得証明とかそういった形とか、あと、介護とかそういった相談だと思いますけれども、1年365日、そのうち土曜日、日曜日は閉庁でございますが、なかなか多くの住民の方が茶飯事的に来られているというケースは私自身少ないかと思えます。1年に一遍あるかなしかというケースも多いように思えます。

そういった形の中で言えば、やはり本当のいらっしゃいませというような形で言うのがいいのか、逆に、本当、軽く会釈するのがいいとか、その辺、TPOというかその辺の関係もあるんですけれども、今後もそうなんですけれども、あくまでも、敷居の高いというような形で私自身ご答弁させていただいたのは、行きやすい場所ということと同じというか、同じ土俵のもとでということ、今回はこういった形で述べさせていただいた次第でございます。

あくまでも、住民が入りやすい、また、今言ったとおり、1年のうち数回しか来られない人に対してもできるだけ温かいまたお迎えというんですか、ただし、頭をぐんと下げるような形、逆に言えばいんぎん無礼になるケースもあるかと思えますので、その辺も勘案しながら、今後もそうでございますが、私も含めて、職員に指導をしまいたいなと、このように思えます。

そして、3番目の最大のサービス業ということでございますが、私、今さっき言ったと思いますが、出生から死亡というような形というのも思っておりますし、2点目のご質問と同様でございますが、やはり心のこもった接遇というんですか、その辺をしていきたいなというのが思います。

それと、やはりどこの、別に役場だけではないかと思うんですけれども、知らない人が来られても、また知っている人が来られても、同じような対応をしていくというのを私自身、常々、かねがね考えておるし、その方向で今後とも取り組んでいきたいと私は思っておりますし、職員に対しても指導もしてまいりたいなと思えます。

例えば、カウンターに来られて、それが知っている人としても、その人をぱっと見たら、姿を見て、この人は出生とか、ある程度、死亡とか、わかるケースもあろうかと思うんですけれども、だから、軽く、明るくそこで対応している場合と、死亡云々だったら、やはり家族とか関係者でいえば悲しみに打ちひしがれているケースもあろうかと思うので、その辺も含めた中で、例えば、もう一般的に言えるのは軽く会釈をするとか、そういった方向が大事じゃなからうかなと、このように思えます。

○議長（鈴木基次君） 4番 北村議員。

○4番（北村龍二君） 1番目の1年間にどこがどう変わったかというのは、やっぱり、言いにくいんですけども、変わっていないといいますか、変わったところが出てこないという結果ですね。2つ目のほうは何となくイメージが湧いて、少しはなるほどなど。3つ目は、恐らくもう言葉のあやで町長がその時点でおっしゃったんじゃないかと。今おっしゃっていたことも役務の中のお話なんで、もうこれ、わかりました。

再質問かせていただきます。

こういう接遇も、物づくりとか町づくりの中では非常に大事なことで、人づくりはもっと大事だと自分は考えます。この前も大成功した婚活も人づくりの中の1つやと、そういうふうに思います。もちろん接遇も含めて。

根も葉もないことを、今まで数年にわたって接遇、接遇と一般質問されるということは、ようになった、改善されたということももちろんないことはないんですけども、どこかに何でやろうとか、やってるけどなとか思っているのは多分職員の中だけで、やっぱり住民さんから、おい、最近ええなと言われてほしいですね。私も含めて、議員も含めてですけども、やっぱりそういうのが一番大事やと思います。

接遇という意味は、もちろんもう皆さんご存じで、大変失礼に当たるんで一々説明はさせてもらいませんけれども、本題です。私が実際体験したりお聞きした中の話ですけども、大体、ここへ入ってきたら、まず来客のほうに先に挨拶するんですよ。それはいろいろ忙しく作業されているのわかるんですけども、私、これお聞きする前に、ちょっと先輩議員も含めて同僚議員にも含めて聞いたんですけども、大体自分から挨拶すると。それを見ていて、来客の人も見えても、来客の人はそれなりのあれですけども、大体議員は先に挨拶すると。これは間違っほしくないのは、議員が別に偉いからじゃなくて、誰しも当たり前前の行動やと思うんですよ、挨拶というのは。それは、まず一番感じたのは、私が去年から入ってきて感じたのは、おはようございますと言うのは全部こっちから。中にはもちろん、全部と言うたら失礼ですね。中にはいますよ、挨拶される方も。でも、さっき言うたように一事が万事なんで、挨拶されへん人見ていたら、これもう多分来客の方にもされてないと思いますわ。

それと、そうですね、どっちが早いという問題でもないんですけども、電話かかってきたときもそうやと思うんですよ。営業とかでも、民間でもそうですね、さっととるということで、まあさっととられています。でも、それは一部の人であって、たまに長いです。もちろんそうですね。いつも受付の人がとられていないということですから。

それと、それに付随して挨拶ですけども、実践しましたら、朝、挨拶に行ったら、おはようございますと言う人います、下向いてですよ。おはようございますって言う人。ほんで、ここに、ここから私、通っています。おはようございますって、横向く人。おはようございますって言う人。これは僕、もう全然だめやと思うんですよ。それは民間でも、それこそこういう役場でも一緒なんです。私もずっとそういう営業職長だったんで、物すごい、ポケットに手入れてお話をしている人も見かけるんです。これ、自分らはいいです

よ。そやけども、通られる方は、何やこれ、偉そうになるわけですよ。多分なると思いますが。逆に私から見ても、どなたから見ても、私、ここでこういう一般質問していたら絶対行儀悪いですよ。それと一緒になんです。やっぱりポケットから手出して挨拶したり、お話されるのは、これが筋やと思うんです。友達と話しているんじゃないんですからね。とりあえずこっち来たときは、来庁したときは。それは思います。

それと、百歩譲って、外でお会いするときというのは、基本的に誰かわからんとか、目悪いんやとかいうお話も多々あるので、外でお会いするときも、やっぱり、ほんまは言うたら挨拶はあれなんですけれども、役場でできひんような人は外でもできやんと思っています。

もう多分、皆さん、今ここにいらっしゃる上司の方々は、ここに出席されている方々は、ほとんどの方が人間性がすばらしいので、やっぱりちゃんと挨拶もされていまして、人生の先輩もいっぱいおられるので、私が言うのはなんなんですけれども、皆さんされている。でも、これは、ほなどこがしてないんやというたら、後輩の職員がしてないんですよ。ほとんど後輩の職員。

ほんで、皆さんおっしゃられるのは、多分、これ何で言われるんやろうとか思っていると思います。でも、これ先輩が悪いんですよ。先輩の職員が下の人にちゃんときっちり言うてないから、後輩の職員がようせえへんのですわ。言うても言うても聞かん人もいてますけれどもね。間違わんといてください。あくまでも全員じゃないですよ。全員じゃない。中に一部、でも、1人や2人じゃない。やっぱりそういう方がおられるんです。

皆さん、僕らもそうですけれども、小さいときに、子どもころはやっぱり近所にも、おはようございますとかこんにちわって挨拶されたと思うんですよ、大きい声で。そういうのがやっぱり麻痺しているんですよ、恐らく。こんなやったかなって、どこかでちょっとこうなっているところもあったりしていると思うんです。

だから、もう先輩とかが、昔、学生時代やったら、先輩がこういうきたら、おい、挨拶わいって先輩は言いますよね、後輩に。その感覚ですよ。もちろん大人になったらそんなことは言えませんが、そういう言い方はできませんけれども、後輩の職員ができやんというのは先輩の責任です。と私は思います。

ほんまにここに出席されている方は、何遍も言いますが、すごい挨拶していただいて、すごいもう恐縮するぐらいの方もおられます。そこはうれしいと思っていますけれども、結局、もう口酸っぱく言うように一事が万事で、下の者がしてなかったらしてないということです。結果してないということです。

ほんで、役場の玄関から入ったら、威圧感があるとか、挨拶もせえへんとか、いろんなパターンでよく言われると思うんです。昔にちょっとお聞きした話で、余りにもみんな見過ぎると、威圧感があるので、挨拶のときでも、入ってきたときに、来庁された方が威圧感があるということで、ちょっと見やんふりをしようかといいますか、ちょっと引きぎみにしようかというお話を、ことしの話じゃないんですけれども、ちょっと前に聞いたこと

があるんです、大分前に。それも僕、違うと思うんですよ。やっぱり、とりあえずアイコンタクトでも会釈でもいいんです。やっぱり一回していただいて、それですつと後ろに下がっていくような。ずっとぼっと立っているからそんな思われるんですよ。

だから、もちろんそうですよ。来庁したときの横切っている職員は挨拶してくれませんかからね、前に、正面についている住民課の方たちはちゃんと挨拶してもうても。そこをたまたま横切る職員の方は素通りですわ。全員ちゃいますよ。何回も言います。全員ちゃいますけれども、素通りの方もおられます。細かいことですが、こういうこと一つ一つが多分、住民の方が言われていることやと思います。

ある先輩議員に、カウンターということのお話で1個ちょっといいのがあったんで。カウンターで対応するときは、来庁された目線の高さを合わせてくださいと。上から見おろすのは決してよいことではありません。また、人前で文字を書くのは多くの人にとってちょっと嫌なことです。来庁者が書類に必要事項を書き込んでいるのを必要以上にのぞき込むようにしないよう、書類作成を急がせないよう、ちょっとした気配りをしてくださいと。目線を合わせと。上から見るとなということですよ。皆さんご存じのことなんですけれども、恐らく下にまで伝わっていませんので、それは言うておきます。

すみません、嫌なことを言うて。そやけど、こういうことをやっていけやんかったら、町長が、美浜町が一番態度悪いって、もちろんそんなもの、一番やとは思っていませんし、下を見れば何ぼでもありますし、しかしながら、上を見てもいっぱいあるんですよ。だから下にならんようにと。上下の問題ではないですけども。

これ、町長、こういう接遇、接遇と出ていますけれども、研修とか講習とか、皆でシミュレーションするとか、そういうことはやられたことがありますか。すみません、長々と。これが質問です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えいたします。

接遇の研修というような形でお尋ねであったかと思うんですけども、もちろん初任者研修とかはやってございます。そして、今おっしゃる接遇とか、また電話の応対というんですか、そういったのはやったケースもありますけれども、私の記憶では近年は余りその数は多くないのではなかろうかなと、このように思っております。

それと、いろんな形で今、北村議員のお話の中で私自身も感じたんですけども、改めて、接遇ということで、北村議員がいろんな形の人にお話を聞くということでございますので、私自身、改めて謙虚に受けとめて今後とも取り組んでまいりたいと思います。

おっしゃるとおり、私自身というか、当然のことなんですけれども、公務員、公務というのは全体の奉仕者であって、特定の便宜を図るものではないということとともに、お客さんというか、お一人お一人が、逆に言えば一期一会というような形の中で今後とも対応してまいりたいと思いますし、先ほど議員がおっしゃった、後輩ができていないので言えば先輩が悪いんだよというような形でお話もあったかと思っておりますけれども、それは最終は

私が悪いということになりますので、その辺も改めて今後とも気をつけて、住民サービスも含めた中で取り組んでいきたいなど、このように思います。ありがとうございます。

○議長（鈴木基次君） 4番 北村議員。

○4番（北村龍二君） 少しでもちょっと腹にとめておいてくれたらありがたいと思います。

私、わけあって、まだ今、幼稚園に、ご存じやと思いますけれども、毎日ひまわり幼稚園に送り迎えさせていただいているんです。

僕ね、ここ、物すごいええ例やと思うんですよ。先生方、すごい寄ってきてね。寄ってきてというのは、ちゃいますよ、挨拶にですよ。おはようございます、おはようございまして、もう遠くからでも聞こえるんです。例えば、ひまわりの事務所の中から外向いて言わはるんです、いてはったら。これ物すごいええこと。例えば、ほなひまわり幼稚園に限らず、幼稚園は全部やっているよと言われてたらそれまでですけども、やっぱりこれ物すごいええ例やと思うんですよ。私らもうびっくりするぐらい、あっちこっちから挨拶されるわけです。

物すごく気分いいんですよ。わかると思いますけれども、物すごく気分いいんですよ。これというのは、多分、小さい子どもさんを抱えておられるお父さん、お母さんにも発信されていると思いますし、また、子どもが挨拶せなあかんでということをお教える一環として先生方はやられていると思うんです。僕、これももう改めて、また幼稚園行ったときにすごいなど。昔もそうやったと思うんですけども、ちょっと忘れてしまいましたけれども、改めて幼稚園の中の先生方はすごいなど。いつもにこにこしておられますよ、ほんで。嫌なこといっぱいあると思いますけれども、いつもにこにこされています。挨拶されています。態度のもし悪い人おられたら、もうそういうところへ一回、挨拶の勉強に行かれたらいいですよ。幼稚園のところへ行って。多分、しんどいときとか体調の悪いときでも、やっぱり先生方は見せません。と思います。やっぱりすごい笑顔でやられたら、接せられたら、朝から元気、帰りも元気に帰れます。

そういうええ見本も、挨拶という意味ではええ見本もあると思いますので、そういうのも先生に来ていただいて、若い先生でもいいんで来ていただいて、そこでやっていただくのも一考やと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は9時45分とします。

午前九時三十二分休憩

————— . —————

午前九時四十五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

9番、田淵議員の質問を許します。9番 田淵議員。



○9番（田淵勝平君） 議長のお許しを得ましたので、通告どおりに質問に入らせていただきます。

まず、1つ目として、感震ブレーカーについてお伺いいたします。

この質問、以前にも同僚議員が質問されましたが、その後の動きがないようでありますので、改めて質問させていただきます。

さて、阪神・淡路大震災より21年、東日本大震災から5年がたちました。そして、東海・東南海・南海地震の30年確率は70%と言われております。仮に30年以内に地震が起きないとしても、このプレート型の地震というものには100年、150年の周期で必ず繰り返されるという性格のものでありますので、いつか必ず来ることは申すまでもございません。

そして、東日本大震災を教訓として、地震の震源域の想定が広げられました。想定震度が震度7となりました。それは、阪神・淡路大震災級の地震であり、その後に東日本大震災級の津波が来る可能性があるということでもあります。

そこでですが、説明の必要がないでしょうか、地震対策の一つとして、火災の発生も想定しておかねばなりません。

あの阪神・淡路大震災の火災の原因の6割以上が電熱器具からの出火とされています。さらに、電気の復旧後に、断線した電気コード等からの出火、また、中には熱帯魚のヒーターが地震で水槽が割れ、通電時、水のないままのヒーターからの発熱が火災の原因になったというようなお話もお聞きのことと思います。

とにかく、震災時に電気が火災の原因になることも予測しておかねばなりません。当然、避難の際にはブレーカーを落とすことは避難するのが原則とされていますが、非常時には誰でもできるとは限りません。そして、一旦火災が発生すると、平常時とは異なり、消火作業でも困難で、大規模火災になる可能性があるということも説明の必要がないと思います。

そこでですが、地震の揺れをセンサーが感知し、電気を遮断するという感震ブレーカーというものがあるそうです。そこでですが、感震ブレーカーの普及啓発に取り組んでみるべきではないでしょうか。この感震ブレーカー、センサーによるものと機械的に遮断するタイプがあるそうです。電気工事の際、必要のあるものもありますが、3千円ぐらいの安価なものから、80千円ぐらいまでで手に入るそうです。

現状では内閣府、経済産業省、消防庁が奨励をしております。さらに、鳥取県、横浜市、千葉市が奨励しているようで、特に、横浜市は取りつけに補助金を出しているそうです。反面、県下の市町村ではまだどこも普及啓発に取り組んではいません。さらに、電力会社や電気工事店も現状では導入に消極的だという現状にあります。

そのような現状ですからこそ、美浜町で普及啓発に取り組んでみてはいかがでしょうか。まずは公共施設から感震ブレーカーの導入を検討するとともに、町内への普及、奨励を行うとともに、検討する中で、可能ならば補助等を検討してはいかがでしょうか。町長の見解

をお伺いいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の感震ブレーカーについてというお尋ねでございます。

美浜町で普及啓発に取り組んではということでございまして、平成26年第2回定例会及び平成27年第1回定例会での一般質問に対して答弁させていただいた内容と変わりませんが、地震による通電火災の対策については私自身も重要であると考えており、感震ブレーカーにつきましても重要なものであると認識してございますが、その購入に対する補助制度は考えてございません。

通電火災に関する予防措置の一つとして町広報による普及啓発に努めることで紹介した上で、各ご家庭において対応していただきたいと考えてございます。

公共施設への感震ブレーカーの導入についても、今のところは見合わせ、今後の検討としたいと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 9番 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） よくわかりました。阪神・淡路大震災の原因の60%以上、それが通電火災という原因を見ても、町長は取り組まないと。広報に載せるだけやと。町政懇談会で、私も町政報告会、町長のです。松原公民館へ行って、ある方が、あなたの家は70cmぐらいしか津波で浸かりません。だからそんなに逃げなくてもいいですよ。そういう認識の方でしたらこの程度でありましょう。もうこれ以上は聞いても無駄だと思います。

ただ、唯一、広報で啓発活動をするというので言っておられます。念のためにそれだけ聞いておきます。1行載せるんですか。それとも1段、それとも2段抜き、3段抜き、全面広告ですか。そして何回載せるんですか。こういうパンフレットもございますよ。でも、町長はもうそれで、その程度のことだと言うんだから、それ以上言っても無駄だと思うんで、余り時間とつてもこの先はないと思うんで、それだけお答えください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

今までもそうでございますが、しょっちゅう、しょっちゅうではないんですけれども、防災の一口メモとか、そしていろんな広報ということで取り組んでございます。この感震ブレーカーというの、先ほど私もご答弁させていただいたんですけれども、ちょっとこの程度というような形で田淵議員からあったと思うんですけれども、私自身は大事ではなかろうかなと思ってございます。

ただ、なぜ、じゃ、これが普及しないのかということも1つ要因もあろうかと。田淵議員もご存じだと思いますが、やはり夜間にこの感震ブレーカーということで落ちた、おりた場合ですけれども、もちろん、まずはよく言われるのが逃げろということなんですけれども、ブレーカーが落ちてしまったということ言えば、もう電気が全くつかないような状況で、真っ暗の中でどれだけ、じゃ、夜に限ってですけれども、逃げられるのというケースもございます。田淵議員がおっしゃったとおり、例えば、水槽とかそんなのでまた通

電した場合に、そういった形で火災が起こる、これも私もわかってございます。その辺も勘案した中で、なぜこれが今、そんなに多くのところで普及できていないかということも勘案しながら、私自身、ご答弁させていただいたつもりでございます。

今後、広報には紙面のスペースに限りもございませけれども、防災の一口メモとかそういった形でも今も載せさせていただいておる、その方向で今後取り組んでまいりたいと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 9番 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） これ、質問じゃなく、次のほうへ行きます。その前に一言だけ。地震揺ったらブレーカー落として避難しなさいと。町長の意見でしたら、夜は見えないので電気入れたまま行きなさいと。随分おかしな話ですね。もうそれ以上言いません。言っても無駄でしょうから。

次に、生涯学習への取り組みについて質問させていただきます。

私は、行政にとって何が一番大切なものと聞かれれば、生涯学習と答えます。その考えは新人議員のときからそうでしたし、今後も変わることはないと思います。

そんなことで、成瀬町長時代から折を見て生涯学習についての質問を繰り返してまいりました。しかし、この質問、なかなか通じないのであります。なぜ通じないのか。当然、今も昔も、私の未熟さというものも感じております。当初、その通じない理由が全くわかりませんでした。しかし、そのうちに、硬球でキャッチボールをしようとするなら、グローブなしでは無理だよなという思いに変わってまいりました。そうすると、今度は生涯学習への思いに変わりがなくても、テーマとして取り上げることにだんだんと臆病になってまいります。

しかし、議会からの重要施策として上げていることから、この意味を理解していただく必要があると考えますので、今回のテーマとして取り上げさせていただきます。私の考えを理解して下さっている方、また、議会からの重要施策の中にも補足説明として上げさせていただきますので、繰り返しになる部分もあると思いますがということを前置きとしてさせていただきます、質問に入ります。

私は、行政運営において生涯学習の必要性を理論的に説明するのに、ソーシャルキャピタルという概念を理解していただくのが近道と考えております。そこで、このソーシャルキャピタル、社会関係資本ということについて少し説明させていただきます。

この言葉、直訳すれば公の最も重要なとか、一流のとか、資産と訳されるようですが、日本では社会資本というようないわゆるインフラと解釈しているところもあるようですが、そのような平面的な解釈ではなく、社会問題にかかわっていく自発的団体の多様さ、社会全体の人間関係の豊かさ、あるいは地域力、社会の結束力というようなことを指します。

この概念は、アメリカ合衆国の政治学者ロバート・パットナムが1993年、「哲学する民主主義」という本の中で、イタリアの経済や統治を見たとき、北部と南部では大きく

差が出る。これはどういうことから起きる現象なのかということに注目したとき、ローマを中心とするイタリアの北部のほうが、南部よりも州政府の統治効果が高く、効率的な統治ができる。それはソーシャルキャピタルの蓄積の違いによるもので、民主的な統治のためには、水平的で自発的な市民同士の活動や自発的な団体の存在が重要であることを指摘しているそうであります。

このことは一体何を意味するのでありましょうか。それは、今の我々の課題であります地方分権、地域主権、地方創生、一連の目的でありますゆとりと豊かさを実感できる社会づくり達成のために、住民の自発的政治参加や住民団体と行政による協働のまちづくりを推進するための原動力となり地域力、基礎力が必要不可欠であるということを言いたいのであります。

我々は、行政運営を考えると、お金、いわゆる予算、また手法、政策とか施策、そしてそれにかかわる人数等々、いわゆるアウトカム、目に見える形が目的達成のための要素として取り扱われるのが通常であります。しかし、実際、成果、いわゆるアウトカムを考えたとき、その目に見える形だけを言っていて期待する成果が得られるとは、余りにも単純過ぎなのではないでしょうか。

実際に行政成果を上げようとするれば、要諦として、目に見える形以前のもの、それを支えているもの、運ぶもの、持っていく、支える、維持するというような、いわゆるキャリアというものに注目しなければならないのではないのでしょうか。

繰り返しになりますが、その意味から、我々は地方行政運営の基礎として、みずからが自己の充実した生活向上を目的に、その必要に応じて、その人が自分に適した手段、方法を自ら選び、そしてそれを生涯を通じて学習していくという姿勢を通じて、政治的コミットメント、いわゆるかかわりの拡大、いわゆる子どもの教育成果の向上や近隣の治安の向上、地域経済の発展、さらに地域住民の健康状態の向上等々、経済面、社会面においても好ましい効果を生む基礎になる、いわゆるソーシャルキャピタルを育むことこそが、豊かな地方自治体をつくり上げていく意味で必要不可欠な要素、要諦であるということをお忘れではないということであります。そして、そのソーシャルキャピタルを育むものが生涯学習を行政運営の中心とすると考える私の考えでございます。

少しくどくなりますが、1993年、まさしくロバート・パットナムがソーシャルキャピタルを発表した年、日本では衆参両議院において、地方分権の推進に関する決議が行われました。その決議の中にこのような文言がございます。今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が待望するゆとりと豊かさを実感できる社会をつくり上げていくために、地方公共団体の果たすべき役割は国民の強い期待が寄せられている。中央集権のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっているとうたわれております。

この国民が待望するゆとりと豊かさを実感できる社会づくりとはどのような社会で、どのようにしてつくっていくのでありましょうか。私は、この生涯学習の概念がなくては達

成できないと考えております。

そこで質問に入ります。

まず、生涯学習について、固定された定義はないということを前提としますが、教育基本法が2006年、平成18年に改正されまして、生涯学習の理念として、第3条に「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と示されました。

そこでお伺いしますが、教育基本法で、学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないと示されていますが、生涯学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実現にどのように取り組まれたのか。そしてその結果はどのようなになったのか。

そして、どのような川にも源流というものがございます。源流のない川は存在しません。そのように、教育基本法、教育の源流は教育委員会でございます。その源流たる教育委員会において、生涯学習への取り組みについてどのような見解をお持ちなのか、忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思います。

次に、町長にお伺いいたします。

まず、当町の長期総合計画の中で生涯学習を扱っているのは教育委員会です。そのことについて、町長はそれでよいと思っているのかどうかをお伺いいたします。

さらに、さきに私なりに行政運営における生涯学習の重要性について述べさせていただきましたが、あなたの町政運営に対する生涯学習とはどのようなものと捉えられておられるのか、あなたの政治理念というものについてお考えをお伺いいたします。

次に、第5次長期総合計画の後期基本計画が出されました。その中にも生涯学習の推進が示されています。この中「施策の展開」に「施策を複合的に活用するとともに、生涯学習推進体制を確立する」とありますが、具体的にどのような推進体制を確立すると予想しておられるのか、お示しいただきたいと思います。

以上、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の生涯学習への取り組みということでございます。

まず私のほうから、今の田淵議員のご質問の中で3点目になろうかと思うんですけども、当町は長期総合計画の中で「生涯学習」を扱っているのは教育委員会です。そのことについて町長はそれでよいと思っているのかにお答えしたいと思います。

生涯学習社会の構築は、これからの地域づくりという観点からは大切な概念であると考えてございます。

そして、本町ではその推進のために生涯学習推進本部会議を設けており、その活動の一つである町政おはなし出張講座の窓口を教育課に置いてございます。

生涯学習社会の構築という非常に大きな目標に対しましては、もちろん教育委員会のみ

で進めるべきものではなく、また進められるものではないと考えていますが、現状では教育課にてその事務を中心に行っているところでございます。

続きまして、4点目になるんですか、町行政運営における生涯学習と政治理念についてでございますが、先ほどのご質問に対する答弁と重複するところもございまして、生涯学習社会の構築という非常に大きな目標に対しましては、もちろん教育委員会のみで進めるべきものではなく、また進められるものではないと考えております。

よって、私といたしましては、町全体で考えていかなければならないことであると捉えてございます。

続きまして、施設の複合的活用と生涯学習推進体制の確立とは具体的にでございますが、生涯学習推進体制の確立は非常に重要な事案であると考えてございます。

私といたしましては、生涯学習推進本部会議での取り組みを中心として、住民が学びたいときに学ぶことのできる環境構築に向けて、各課の連携を図りながらあるべき姿を探っていきたくと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 教育委員長。

○教育委員長（出口和幸君） 古屋教育長が不在のため、古屋教育長になりかわりまして、私が田淵議員の質問に対してお答えさせていただきます。

1つ目は、教育基本法で「学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と示されていますが、生涯学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実現にどのように取り組まれているかとのことですが、このことについて、本町におきまして美浜町生涯学習推進本部を設置し、「恵まれた自然の中で、ともに学び、ともに行動する町づくり」を目指し、町の諸学習機能を総合的に整備充実し、住民の生涯学習の推進を図ろうと考えています。

そして、生涯学習推進の一つとして町政おはなし出張講座を開設し、その窓口を教育委員会生涯学習班で行っているところでございます。町政おはなし出張講座は、町民の「こんなことを知りたい」をスタートとして、町民からの要望に応じ、町の職員が講師となり、直接地域に出向いて、町の取り組みや職員が持っている専門的な知識をお話する内容となっています。出張講座では直接住民と接することから、人間関係が豊かになること、町民と役場の距離感が縮まること等の効果が考えられています。

次に、その結果はどうだったのかということですが、おはなし出張講座の過年度の利用状況につきましては、平成25年度は10件、利用人数は316人でしたが、平成26年度には13件、356人、さらに本年度は14件、614人となっており、増加傾向にあります。

内容としては、防災及び小中学校での学習に関するものが多くを占めております。各種団体からは防災関連等、実生活との関連が強く関心の高いもの、学校からは学習内容とかかわった事項が多い傾向にあります。

また、出張講座を希望した団体は、自主防災会等各種団体、小中学校等でありました。

以上のことから、町政おはなし出張講座の事業としては、町民等からの学びたいという要望に対し、ある程度の対応はできたものと考えてございます。

なお、出張講座の内容等につきましては、今後とも町民の要望を聞かせていただきながら、検討及び改善を加えていかなければならないと考えてございます。

次に、教育委員会における生涯学習への取り組みについてどのような見解をお持ちなのか、忌憚のない意見はということに対しまして、1970年代に生涯学習、生涯教育という言葉が使われ始めて、もうすぐ半世紀を迎えることになってくるわけです。これまで多くの専門家がさまざまな解釈を出していますが、簡単に申し上げて、生涯学習は人が誕生してから亡くなるまでの間の学習活動であり、言いかえれば、人々は生涯にわたって学習し、人生の中で活用し、そのことを正当に評価される社会を築いていくものであると考えます。

生涯学習の入口の部分が学校教育であり、人生を生きるための基礎・基本を学習する期間であります。そして、学校教育を終了した後の青少年から成人を対象にした教育が社会教育というように分類されています。

つまり、社会教育の対象とする年齢層は広く、期間も長く、内容も多種にわたっており、人生のほとんどの期間が社会教育の分野に入ってしまうこととなります。

社会教育は、成人を対象とした組織的・計画的に指導者によって行われる教育活動であるわけですが、参加者は心の豊かさや生きがいのための学習活動に偏る傾向があり、どうしても個々の趣味や興味が中心になるのもやむを得ないところだと思います。

生涯学習の取り組みについては、教育基本法にもうたわれているように「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」という言葉の実現に尽きると考えます。

そして、そのような生涯学習社会の構築のためには、社会教育によって身につけたさまざまな知識や技能、そして能力をもとにして、自己のためだけでなく地域に目を向け、地域住民がみずから中心となって地域社会の持つ課題解決のために活動し、地域のよりよい生活像を住民が共有できるような取り組みが大切になってくると考えます。

そのためには、行政と専門家が連携し取り組みを進めること、ソフト面及びハード面を一体として活動を進めることが肝要であると考えてございます。

次に、施設の複合的活用と生涯学習推進体制の確立とは具体的にどういうことかというご質問に対しましては、生涯学習のゴールは、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図られなければならない」という教育基本法の本質に行き着くことであると考えてございます。そして、その実現のためには、住民一人一人の主体性が不可欠になってくると考えます。

よって、住民のニーズを敏感に感知しながら、公民館事業等の運営を行ったり、人材発

掘等を行ったりソフト面の充実、公民館や図書館等を整備するなどのハードの充実を図ることが大切になってくると考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 9番 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 再質問に入らせていただきます。

町長、本当に私の質問を読んでもらったのかなという思いがします。私は、生涯学習を扱っているのは教育委員会だが、それでよいと思っているのかどうかと聞いているので、単純なんですよ。

それで町長の答弁が、教育委員会で進めるべきものでもなく、進められるものでもないと言いながら、現状は教育委員会でしょう、実際。今までそうだったんです。これは何をどのように言っているんですか。どうも、私、理解できません。

これ、質問のカウントしてもうたら困るといふのか、1つ目の質問に何も答えてないやつ、私の質問時間40分しかないやつ、それも、生涯学習という漠然とした概念的なものなんで、長々と私、時間割いて、十何分、15分ほど使って説明させてもらったんです。でも、1回目と同じ答弁をして、何も内容のない質問して、それで時間カウントされたら困ります。議長、そこら辺、配慮をお願いします。

また改めて聞きます、同じことを。うちここでは生涯学習を教育委員会で取り扱っていますけれども、それで町長はいいと思うんですか、どうですか。これ時間があるんで、何回もしたらあかん、3回と言われるんで、まずそのことをきちんと答えてくださいね。

それで、教育委員会が中心というなら、中心であって、それ以外もあるという。どこで何やっているんですか、ご答弁をお願いします。

次に、町政運営における生涯学習と政治理念ということですが、これも1つ目の答弁と同じように、私は、町長、長々と説明したように、町長はどんなに考えるんですかということを知っているんです。私が町長に聞きたいのは、一般質問というのは、私が考えを言い、町長が考えを言い、その上で、ああ、こうなんやなということを知って確認したいだけなんです。特にこういうソフト的なことは。でも、1つ目の答弁と一向も変わらない、理念というようなものがあるんじゃない。私にはわかりません、今の答弁では。

それから、教育長のほうですけども、理論的にすごいですね。僕、完璧だと思います。でも、ここで1つ聞かせてください。あの完璧な理論のとおり、できているとお考えなんですか、どうなんですか。私が一番最初言うたように、グローブ持っていない者に硬球投げつけるのが疑問かも知れませんが、どうぞ、どちらでも結構ですよ。お気になさらずに。

その結果、おはなし講座の話はわかります。このおはなし講座というのは、以前から生涯学習の取り組み必要やないか、必要やないかということを知り続けてきて、入江町長になって、おはなし講座というのを入れてくれたんです。もともなかった埼玉県八潮市も視察に行っていました。ほかでやっているところもよく知っているつもりです。



それで、今の美浜町のおはなし講座で何回やっているとか、何とかやっている。それはまあやっていることにはないんですが、それは認めます。しかし、今、教育委員長がおっしゃってくれた完璧な答弁の、目的を今達成してできていると思うのか、その1点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

この生涯学習ということでございますが、教育委員会のほうで事務担当をさせていただいておりますということで私自身、ご答弁させていただきました。

ですが、この生涯学習というのは、あくまでも事務局というような形の中で教育委員会ということのセクション、ポジションで置いているんですけども、私自身は、先ほどものご答弁は何もぼかしているつもりはございません。教育委員会が事務局なんですけれども、全体的、町も含めた中で、この生涯学習ということで取り組みますということで私自身、ご答弁させていただいたつもりでございますし、何かおかしいかなと思います。

それと、じゃ、続いて、どこで何をやっているのかという形のお尋ねでもあったかと思うんですけども、教育委員会のほうで事務ということでございますが、今おっしゃった例えば出前講座でもそうでございますが、あくまでも事務は教育委員会なんですけれども、その中身的なものはといえば、例えば防災についてとか、いろんなメニューがございます。また、水についてとか、そういった形につきましては、そのセクション、セクションでいかせていただいて、そしてそれについてこうだったということでその結果報告も頂戴しておるんですけども、あくまでも、その取りまとめというか、事務局ということで教育委員会ということでさせていただいている方向で現在やっております。

それと、先ほども教育委員長のほうからご答弁させていただきましたけれども、本当、生涯学習というのはすごく私も大きなものであるなと思っております。これが生涯学習で、これが違うんだよというんじゃないくて、人が生きていく中で、人が生活していく中で、全体が私自身は生涯学習というような認識もしてございます。だから、こういった出張講座もそうでございますし、あとは多くの人にそういった学習の機会提供ということも含めた中で、今後もそうでございますし、今までもそうでございます。例えば、公民館の充実とか、また図書館の充実とか、これは社会教育と生涯学習の件なんですけれども、その辺につきましても今後もそうでございます。その方向で取り組んでまいりたいなと思いません。

もう1点、ちょっとお話しさせていただきます。

先ほどの感震ブレイカーの最後の田淵議員がもうこれ以上言っても無駄というような形があったかと思うんですけども、私自身は暗いとき逃げるのが危ないでと言ったつもりであって、逃げる時、避難するときには、田淵議員がおっしゃるとおりブレイカーを落とすというのは、これはもう原理原則やというのは私自身は田淵議員と同感だと私は認識しております。

以上です。

○町長（森下誠史君） 田渕議員、そうじゃないんですよ。だから、ちょっとまた前後して悪いんですけども、感震ブレーカーのときは、これはというのはなぜかというたら、おりてしまったら真っ暗で行くときに大変ですよと私自身はお話もさせていただきました。ただし、避難するときは、もちろん、例えば携帯もライトつきます。そして懐中電灯もつきます。それで、もちろん逃げないだめだと思っんですけども、そしてそれを持って、明かりを持ちながらブレーカーを落とすというのが私は原理原則だということで、改めて今ここでご答弁させていただいたということでございます。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 田渕議員の質問にお答えをいたします。

おはなし出張講座をやっているのだけれども、それで十分なのかというそういう趣旨であったかと理解します。

そのことについてなんですが、田渕議員のご質問にもありましたように、教育基本法のほうで生涯学習というのが新しく入ってきた。今までなかったのに入ってきたというのは、今まで教育という用語だったのが、学習という概念が入ってきました。これは、教育は教える人がおり、教えられる人がおりという、そういう概念であると思いますが、学習というのは学ぶ者が主体的というんですか、だから、学びたい人が主体的にやっていくのが学習ということであるかと思うんですが、そういう意味では生涯学習というのはこれからも重要な流れ、トレンドになっているのかと思います。

その上でなんですけれども、町といたしましては、おはなし出張講座というのをやっております。十分かと問われれば、それは必ずしも十分ではないと思っております。生涯学習を進めていく中の一里塚といいますか、第一歩といいますか、その部分であります。

生涯学習、おはなし出張講座につきましては、もう何年かずっとやっているんですが、その中身の充実ということにつきましては、いろいろ協議をしたり等もしているんですが、そこから一歩何かを出ているかという話になりますと、なかなか十分に出ていない、そういう現状があるかと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 9番 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 今の話から先に進みます。

以前、私、この質問させてもらったときに、ちょっと参考にここに書いてきているんです。

共立女子大学の木村治美という名誉教授の方が、もう随分昔の話なんです。産経新聞の「正論」というコラムがありますよね。あそこに書いていたんですけども、教育基本法第3条に載ったと。しかし、載ったけれども、これは生涯学習ということを説明しているだけで、本当の生涯学習の取り組みではないと、いわゆる教育と学習ということを先生おっしゃられましたけれども、やっぱり今の日本の概念の中には、明治以来からの学校教育

というものは非常に日本には成果があったと思います、それなりに。でも、ここに来て弊害も出ているんじゃないかと。生涯学習というて中曽根総理大臣が取り入れた答申の中で、あの当時の答申の中では、今まではそれでよかったけれども、これから生涯学習社会というものを、教育じゃなしに生涯学習社会というものをつくっていかなければ、次の時代に対応できないという話だったと思います。

そこで、いわゆる教育というものから生涯学習、学習というものが入ってきたと。そこから辺の基本的な教育と学習の違いということをここで議論し出したら、とてもやないけど40分では足りませんので、そこはご勘弁願いたいと思いますけれども、日本にはやっぱり教育偏重社会、学校教育偏重社会というような部分があるわけですね。

だから、多分、今までの美浜町政の流れだったら、生涯学習、ああ、これは教育委員会、教育のほうやと、こうなるんでしょう。私は、これは企画課あたりが持つべきものだと思っております。そして、西端さんがおっしゃるように、おはなし講座はやっているけれども、それでは十分じゃない。いっそのこと、私は何をここで言っていただきたいか。教育委員会では無理ですから、町長部局で一回面倒見てくださいますか。絶対無理ですよ、ここから先も、こんな大きなもの。実際、町長にしても、教育、古屋教育長が非常に明快に私の質問に過去に答えてくれました。生涯学習というものは教育委員会だけであるものでもなけりゃ、できるものでもない。非常に明快です。私もそのとおりだと思います。

だから、今言うように、これは実際問題、考えて、企画課あたりでやるのが適当だと思いますと、そんな考えはないんですか。教育委員会ができる、できると言ってやってるんはいつまでも、私、よろしくないと思うんです。

いま一つ、おはなし講座。おはなし講座ね、この程度のものでおはなし講座やっている、やっているというのは、ちょっと本当に生涯学習に取り組んでおはなし講座取り組んでるところから見たら、ちょっとおかしいですよ。やっているには違いないのでやりますけれども。

それで、ちょっと時間もあるんですけども。

以前に私、こんなことを話させてもらったことがあるんです。町、今合併してなくなって、九州の鹿児島は何という町だったか知りません。ちょっともう記憶薄れたんですけども、そこは、行政の活動全体を生涯学習だということで、行政が住民に対して発信することは全部おはなし講座なんだと。例えば、健康保険関係でいろんな腰痛の体操とかといういろんな体操がある。これも生涯学習として、おはなし講座として皆さんに伝えているんだと。そういう町がありましたんで、いっその全部、そうなったら教育委員会じゃだめだと思いますけれども、全部いろんな活動、それを皆おはなし講座というような範疇の中へ入れて、ことしはこういうことをしてきましたということを書いたら、ああ、町がどれだけ発信しているんだというのが非常に明確にわかってきますよね。そういうことを私、提案したこともあるんですけども、今のおはなし講座で生涯学習が事足りるとい

うのはちょっと、もう先生もわかっていると思いますけれどもね。

そこで、町長にも関係する話ですけれども、先ほどから生涯学習は全体でやっているやないかというお話で、ただ事務局がそこにあるだけやというお話でございましたけれども、生涯学習推進本部会議、ここでやり方を決めているんだと、教育委員会がただ単にそれを事務を持っているだけだと、そういうお話だったと思いますけれども、じゃ、去年1年間、この生涯学習推進本部会議というのはどんな活動をして、何回やったんですか。そこら辺、町長がこれ、長をされているんでしょう。よくわかっているつもりです。そのあたりはわかっているつもりですけれども、どんな活動をされたんですか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

生涯学習推進本部会議ということでございますが、昨年は1回開催してございます。5月にさせていただいておるんですけれども、その中でございますが、平成27年度ということでございますので、26年度の実績とか、そして27年度はどんな形でやっていくかとか、そういったことを勘案して協議いたしました。

おっしゃるとおり、生涯学習推進本部ということでございますが、私が、長が本部長ということで、そして副本部長がございまして、そして各課長が本部員というような形でございます。

そして、推進本部会議の下部組織というんですか、その中では、企画調整委員会、そして出張講座推進委員会という会を設けてございまして、その中で、今お話がございました出張講座につきまして、いろんな形で協議をしております。

それと、田淵議員がおっしゃる九州、鹿児島等というようなお話もございました。広義というんですか、広い意味で言えばいろんなことが生涯学習という認識はしてございます。今も、先ほども少しちょっと私、思ったんですけれども、先般も防災講演会というふうな、東京のほうから講師先生をお招きしまして講演をしていただきました。広い意味で言えば、これも生涯学習の一環だと思ってございますが、何にしても、随分そういった形であれば広くなるというような形の中で、今回はその出張講座ということで、何件というような形の中でご答弁させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 田淵議員にお答えをいたします。

まず、1点目、教育課で事務を取り扱っているのだけれども、例えば企画のほうなんかでどうかというお話なんですけれども、そのことについては、明快にという、ご質問があったんですが、私も明快に答えるような立場ではちょっとございませんで答えられませんが、ただ、田淵議員が言われたように、生涯学習という概念からいきますと、教育にとどまることではないという、そういう認識はあります。ただ、それ以上の言及はちょっと申し上げられないというのが私の立場でございます。

それから、おはなし出張講座、これをもってして十分やっているとは言えないのではないかという趣旨のご質問があったかと思いますが、それは生涯学習の大きな理念から比べますと、これは十分ではないということはもう事実であるかと思いますが。先ほど申しましたように、そこへ進んでいく上での一里塚というか、そういう認識を持っております。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 9番 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ありがとうございます。

教育課のほうはそう言っているんです。町長も答弁の中で、教育委員会では無理、全体でやらないかと。今までのこの話、包括したら、誰が考えても、これ企画が担当するものですよね。成瀬町長という人は随分と乱暴なところがありました。でも、こういう一般質問したとき、おまえの言っていることはわかるが、それは無理やて、金ないからとか、そのかわりに、そうか、それは大切なことやなど、わしもわかりかねるんで、一回また時間つくってじっくり話聞かせてくれと言うて、現場へ行くなり何なり、することはする、しないことはしない、はっきりしていたんです。町長の一連の、今までのあなたの特徴、町長の特徴ですけれども、ちょうど、ひまわりこども園を公営か民営かというので検討委員会をつくるかどうかを検討するって、そういう長々と4年もかかるというようなならだらしたことは、普通、言いません。きのうの谷議員に対する答弁、また、高野議員なりほかの議員にしましても、もう谷議員なんか、1年間、浸食言うているけれども、結局、満足できんと言うているんですよ。

することはする、せんことはせん。でも、おまえも力かしてくれ、おまえの考え採用するからというようなところがあるいいんじゃないんですか。その意味からいきますけれども、町長自身も教育委員会も、これは教育委員会でやれるものでもなければ、やるものでもなけりゃ、無理なんやと古屋教育長も言っておられるんですよ。またそうやってのらりくらのらりくらのらりやるおつもりですか。

そこら辺、もうここで、よしわかったと。田淵、おまえの意見、なにやさか、ええと思うんで、企画課でやると。しかし、それには半年なら半年、1年なら1年の時間くれと、それぐらいのことをきちんと言えないんですか。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員、4回目ですので、これが最後のということで、これでいいですか。言いたいこと全部。この問題に関して、これで最終質問ということにしておきますので。

○9番（田淵勝平君） あんまり言うたら話がぼけてくるので。言いたいことはあるんですけども。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員、のらりくらのらりというような形は思っていないんですけども、行政の中で即座にできること、できないこともあろうかと思いますが。その辺も勘案しながらでございますが、私、この生涯学習のあくまでも事務局というんですか、その辺

についたら教育委員会でしていただいております、そして全体で取り組んでおるということでご答弁させていただきました。

だから、今、その事務局ということでしたら、防災企画のほうで持つということは考えてございません。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） そうでしょうね。あなたではその程度やと思います。

次に、質問、第7次美浜町行政改革大綱（案）についてお伺いいたします。

この第1回定例会前日の9日に、第7次美浜町行政改革大綱（案）が防災企画のほうから示されました。

率直な私の意見を述べさせてもらいます。今までの行政改革大綱の中で、今回の行政改革大綱が一番よくできていると思いました。「成果を意識しながら行政改革を推進」「住民と行政の協働」「地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立」等々、今の時代、必要とされることが的確に指摘されていますし、中でも、行政改革の基本理念に「成果を意識した改革」いわゆるアウトカム重視の行政改革というものは、今求められていることを本当に的確に捉えていると思います。これは決しておだてて言っているわけではありません。多分、長計、地方創生で苦労したがゆえに出てきた視点であり、文言だと思っております。

久しぶりに、美浜町にも若者がいたのだなと、美浜町の若者の声を聞かせてもらったという思いがいたしました。このことを逆に言えば、不安をあおるわけではありませんが、今日、政治経済だけでなく、自然災害や人心の荒れというものまで、本当に大変な時代を迎えているということでもあり、私は危機感を持っております。

その思いからして、この計画を作成することができる眼を持った能力ある美浜町職員を信じ、私も精いっぱい応援させていただきたいと思っております。

そこでですが、実施計画（案）なので、これからの提案も採用していただける可能性もあるものとして、行政改革の実施計画案について質問させていただきます。

まず1つ目、2の「ムリ・ムラ・ムダの削減」ですけれども、これは高野議員の提案であります。その提案を聞いて、私もそのとおりでございましたのでお伺いいたします。

まず、年30件は少な過ぎます。まずもっと詳細な改善提案にも注目したほうがよいと思うのであります。いかがでしょう。

そして、主な実施内容の中に「改善提案制度の構築」とありますが、この中に提案者を評価するシステムを採用するべきであると思っております。蛇足ですが、東京都は、都バスに宣伝広告を入れることによって年間5億円の増収になったと聞きました。今後も毎年5億円の収入が見込めるのでありますから、発案者、グループかもしれませんが、私なら二、三億ボーナスに渡してもよいと考えております。

少なくとも、成果に対する行政のシステムを制度として取り入れるべきだと思うのです

が、いかがですか。それはアウトカムに応じた報酬や、もちろん勤務評定で明確に評価するとかも含めてであります。

2つ目といたしまして、次に、町長の見解をお伺いいたします。それは3の「町単独補助金の合理化」についてであります。

以前もこの議場で所得の再配分ということについて議論をさせていただきましたが、地方自治体が行うべきは行政サービスであって、現金給付は国境を管理する力のある国がすべき、それが所得の再配分であります。

町長が公約として上げてこられたものは、医療費の無料化、出生祝い金等々、現金給付になるかどうかは別としても、現金給付の要素の高いものが多くございます。これは言い換えれば、財源の確保を明確にするのなら別ですが、財源を取り崩しさえすれば誰にでも達成できる性格のものであります。

このことから、何を言いたいのかといえ、5年後、20%削減を目標とするならば、今後このことに対してどのように考えるのか、存続だけでなく、投資効果の予測も含めて見解をお伺いいたします。

3つ目に、ふるさと納税3,000千円は、町長が、以前、私の質問に対して町長は取り組むとご答弁いただきましたが、5年後に3,000千円とは余りにも少な過ぎませんか。

ネットでふるさと納税ランキングで検索すれば、生涯学習で視察にも行きましたが、宮崎県綾町、27年度上半期だけで13億32,000千円、山形県、将棋の駒で有名なあ天童市、12億、上半期だけであります。

質問のときも言いましたが、私はこのふるさと納税というシステムは余りよい税システムだとは思っておりません。しかし、それが国のシステムならば、集めたほうが勝ちであります。さきの例に比べて、5年後目標が3,000千円とは余りにも低過ぎませんか。見解をお伺いいたします。

4つ目として、前後しましたけれども、1「職員研修の実施」についてですが、これも生涯学習で視察に行きました北海道のニセコ町では、当時、ボールペンの支給は中の芯だけという経費節減の徹底ぶりです。が、毎年職員全員に1人当たり100千円研修費として出しておりました。ちょっとネットでこの間見たら、150千円とかという説もあるんですけども、その当時は100千円と伺いました。

具体的にどのような研修方法を考えておられるのか、町長の見解をお伺いいたします。

さらに、研修報告のほうはどのように考えておられるのか、お示ししたいと思っております。

そのほか、気になる項目もありますが、9日に聞いてきょうなのでありますので、調査時間が不足します。この機会なので提案させてもらっておきますが、このような町運営の中核をなす計画は、もう少し早い時期に、また実施まで時間のある時期に報告していただきたいという要望も最後につけ加えさせていただきます。

ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の第7次美浜町行政改革大綱（案）についてでございます。

1点目が、改善提案制度の構築と評価システムはでございます。

現在策定中である平成28年度から新たに始まる第7次行政改革における実施計画の中で、実施項目の1つとして「ムリ・ムラ・ムダの削減」を掲げ、目標指標として改善提案の年間提出件数を目標数値として、5年後に全庁で年間30件の提出を掲げてございます。

現在は、制度の構築や提出様式の準備に取り組んでおりますが、現段階では、単なるアイデアレベルの提案も1件とカウントするか、もしくは効果ははっきりと算出できる具体的な提案でないと1件とカウントしないかなど、決め切れていないのが現状でございます。今回掲げた30件というのは、効果を具体的に算出したような提案を想定した数値でございます。

今回の第7次行政改革は、全職員一人一人が一丸となって目標達成に責任感を持って取り組むことがテーマとなっておりますので、議員ご指摘のとおり、どんな小さな改善でも提案してもらえそうな仕組みとし、それに伴い、目標数値も見直す方向で考える所存でございます。

具体的な目標数値につきましては担当課と協議の上、決定したいと考えてございます。

改善提案制度の構築に関しましても、人事評価等につながるようにするなど、職員がモチベーション高く改善提案する職場にすべく、検討を進めてまいりたいと思っております。

2点目の単独補助金の合理化についてでございます。

2番目の質問の町長が公約として掲げてこられたものは現金給付の要素が高いものが多いが、今後、このことに対してどのように考えるのか。存続だけではなく、投資効果の予測も含めての見解はについてでございますが、まず、ご質問にある、私が公約として掲げた医療費の無料化、出生祝い金につきまして、ここで言う町単独補助金の合理化に該当する施策ではなく、継続して取り組んでいく考えでございます。

第7次行政改革の実施計画でも掲げている町単独補助金の20%削減を達成すべく取り組みつつ、平成28年度以降において費用対効果の分析を行い、優先順位づけを行った上で削減に取り組んでまいります。

3つ目のふるさと納税についてでございます。

私自身も、この制度自体は、田淵議員がおっしゃるとおり、本来の趣旨に反すると以前から申し上げてきたところでございますが、国の制度であるならば集めた者勝ちというのも理解いたします。

今回、行革改革大綱に上げたふるさと納税3,000千円の目標値でございますが、現在までの実績の平均が約1,000千円ということで、目標数値としては倍増ではなく3



倍増という目標としたものでございます。

今後いろいろな手法を検討し、実践していく中で、場合によっては全国ランキングのような額も目標値としてあり得ると思いますが、まずは現実的な目標値としたものでございます。

続いて、4点目でございます。職員研修について。

ここ数年、県の研修協議会主催の研修を含め、研修への参加は、初任者研修を除いて専門研修に偏りがちなのは事実でございます。研修への参加人数が減ってきている要因にもなっております。

先日の行革懇談会でも、まずは人材育成のための研修制度の充実が重要であるというお話をいただきましたので、今後の研修参加の方向として、従来の専門研修に加えて、マネジメント研修やまちづくり研修、中間管理職研修などの直接実務と直結しない分野の研修にも計画的に参加させていきたいと考えてございます。

また、研修の報告でございますが、復命書を閲覧することで報告にかえていますが、内容によっては直接本人から報告を受けることも継続してまいります。

○議長（鈴木基次君） 9番 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） あと6分ということで、さっきの1回目の繰り返しもカウントしてたんかな。

まず、改善提案制度ですけれども、ご答弁のように、モチベーションが高く、改善提案をする職場にすべく検討を進めてまいります。これで十分だと思います。

ちょっと事例の紹介じゃないですけれども、静岡県、あそこは県全体がすごく取り組んでおります。職員、年に1つは必ずするように、複数される方もおられるそうです。その中で、採用された10の方には、県庁まで呼んで知事から感謝状か、そういう賞状を与えるそうです。金一封もあると聞きました。

それぐらい職員のモチベーションというものを考えてくだされば、このことはいいです。ぜひそう取り組んでください。

それと、2つ目の町単独の補助金ですけれども、町長は、私が公約として上げたのは、医療費の無料化とか出生祝い金は町単独補助金の合理化に相当する施策じゃないと言いました。私、言っているのは、それはわかっているつもりです、最初から。でも、これが補助金等を、実際非常に首を絞めるわけです。経常収支比率を上げるわけです。

本当に地方分権を言うのなら、国が補助金というようなことを言わんと、全部地方へ持ってこいと。そのかわりに地方でやるよと。地方、各で、能力によって差はついてくるけれども、それが本当の地方分権やないかというような政治学者もたくさんおられます。たくさんかどうか、私が読んだんは少ないですけれども。

でも、現状がこういうシステムなら、やっぱり補助金のある政策に頼らないかん。実際、町長になられて95を超えるような経常収支比率になったんは、もう何度も言いますんで、わかっていると思います。

だから、この補助金を何%カットするよという中には、そこら辺のことも考えておかなければ、ますます苦しくなってきましたよということはこちらで申し上げておきます。それもお答弁はもう結構でございます。

ふるさと納税、確かに3倍ですよ。先ほど言った1億の3倍なら3億、満足もできませんけれども、1,000千円の3倍。ところで、この1,000千円というのは何か努力された結果なんですか。それ1つ、1点質問にお答え願いたいと思います。

それから、1つ、職員の研修というものについてお話しさせていただきます。

この間、自衛隊の入隊、入校のながありましたよね、激励会が。町長も行っておられました。私も、碓井議員も行っておられました。あの中で、防衛省の方が祝辞の中で3つの幸せというお話をされましたよね。まず、してもらう幸せ。していただいてありがたいな。赤ちゃんやないですけども、そういうふうにしてもらう幸せ。それから、自分でできる幸せ。ああ、これで自分はできるんやという幸せ。もう一つ、してあげる幸せ。何とええお話するなと思ったんで、あの方の後で私、行ったんです、休憩時間に。そうしたら、防衛省という仕事、自衛隊という仕事、これは、してあげる幸せなんだと。その幸せを追求してほしい、そう明確に説明するのに、この文言が一番よかったんで、あげる幸せという文言を説明させてもらったのですと、引用させてもらったのですと、あの方は言うておられました。名刺もいただきましたけれども。

その後で私、考えたんです。さすがやなど。議員という仕事も、役場の職員という仕事も、結局我々の仕事というのはあげる幸せ、この追求ですよ。だから、先ほど紹介させてもらったニセコの逢坂町長、あの方は、職員から町長になり、町長から国会議員になった方です。あの方が、ある本の中でこんなことを言うておられます。職員というのは、どこかで訓練を受けて、それだけの能力を持って役場へ来るんやないんやと。役場に来てから、いわゆるあげる幸せじゃないですけども、何をせないかんかということをおぼんだと。それは、課の中で課長になろうと、部長になっても、やめるまで必要なことだというように書いておられました。私、さすがだなと思って聞いていたんです。あそこも生涯学習が非常に熱心な町なんでね。

そんなに、あげる幸せということ、質問は1点で、もう時間はそんなにないんで、もうこちらにさせてもらいますけれども、そのあげる幸せということについて、どのように町長はお考えか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員、そのふるさと納税ということでございます。どんなことをしたんかというまずお尋ねであったかと思うんですけども、私のほうから積極的にしてくださいということで努力したあれではございません。これに関しましては、町のちょっと関係の方で、京阪神の人から、ひいおじいさんかな、がこちらの出身ということで、お世話になったということで頂戴したことでございます。これに関しては以前もお話しさせていただいたかと思うんですけども、礼状ということとともに、私自身も直接お

電話をさせていただきまして、また、一度お会いできたらということでコンタクトをとっておるような状況でございます。

そして、一番最後の研修ということの中で、田渕議員は研修についてどう思うのかという、あげる幸せということでございますが、私自身の、私ごとで申しわけないんですけども、トイレのほうですけども、あげるじゃなくて、させていただくというような形で1つの書いていたと思うんですけども、あげる、そしてもう一つはさせていただくということだと思うんですけども、私自身も、ニセコのお話もありましたけれども、先ほど北村議員のときもお話しさせていただいたんですけども、あくまでも公務員ということでは全体の奉仕者であって、特定のあれではないんですよとご答弁をさせていただきました。田渕議員のときも同様でございますが、あげる、そしてさせていただくということで今後もし取り組んでまいりたいと思いますし、これに関してならば、それこそ田渕議員がよくおっしゃる生涯学習の一番大きな根幹をなすものではなからうかなと、このように思います。以上です。

○議長（鈴木基次君）　しばらく休憩します。

再開は午後1時30分からとします。

午前十時五十六分休憩

—————・—————  
午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君）　再開します。

日程第2　議案第1号　美浜町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君）　議案第1号　美浜町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、細部をご説明申し上げます。

今回、国の地域再生法第5条第16項の規定により、企業の立地を促進するとともに雇用機会の確保並びに人口減少の抑制を図ることを目的とした和歌山県地域再生計画である和歌山県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトが認定を受けました。

この条例は、この認定に伴い、本町の地方活力向上地域内において、特別償却設備の新設などを行った認定事業者に対し、当該設備に係る固定資産税の特別措置を講ずるため制定するものでございます。

第1条は、この条例の趣旨についての規定、第2条は固定資産税の不均一課税の率の定め、第3条は申請手続について、第4条は、詳細は規則で定める規定でございます。

なお、附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものです。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君）　これから質疑を行います。10番　中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、ようわからんので2つだけ質問します。

1つは、第1条の中にある和歌山県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトに記載されている本町の地方活力向上地域内、これは全町なんか、別に、どこがそういうふうになっているのかということと、それから、その次の次の行、特別償却設備というのは一体どういうことか、この2点お願いします。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 中西議員のご質問にお答えいたします。

この条例かなり難しい名称で書いておるんですけども、この条例は、地域再生法の改正に伴いまして、和歌山県が策定した地域再生計画に記載されている本町の地方活力向上地域に特定業務施設を新增設した認定事業者に対して、固定資産税の不均一課税を行うような条例になっております。

対象事業といたしまして、本社機能を有する特定業務施設ということで、工場や営業所を新增設した場合には対象にはなりません。実際に本社機能を有する施設であるということになっております。この認定は県が行うんでありますけれども、この事業の中には、移転型と拡充型の2つの事業型がございます。

まず、移転型とは、東京23区にある本社機能を美浜町内に移転した場合で、常時雇用する従業員数が10人以上、中小企業にあつては5人以上増加すること、増加させる従業員数の過半数が東京23区にある事業所からの転勤者であることとなっております。

拡充型とは、地方にある本社機能を拡充した場合で、常時雇用する従業員が10人、中小企業にあつては5人以上増加することが認定条件になっております。

それで、対象の区域なんですけれども、移転型の対象区域におかれましては、美浜町全域になっております。拡充型の対象地域におかれましては、美浜町にある本社機能なので番地で指定されているんですけども、大字吉原2の1、2の3、98の1、958の4ということは、ダイワボウの多分、番地になると思います。あともう1カ所が、大字和田の90、91の1、91の2とずっとあるんですけども、これが大洋樹脂工業の本社の番地になっております。

その拡充型の場合は、ダイワボウと大洋樹脂がこの認定を受けた場合に、固定資産税、施設の新増築した家屋及び機械装置の合計額が38,000千円、中小企業にあつては19,000千円以上の条件を満たしましたら、固定資産税の税率を3年間不均一課税するという条例になっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 10番 中西議員。

○10番（中西満寿美君） わかったような、わからんようなところですが、その移転型というのは、東京23区でのあれが移転してきて、本町に移転してきて、その10人以上雇用が増加する場合ということで、可能性はどうでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○**税務課長（谷輪亮文君）** 恐らく美浜町においては該当はほぼないかなと思われるんですけども、近隣全ての地域で一応制定しておりますので、今回制定いたしております。

以上です。

○**議長（鈴木基次君）** ほかにありませんか。

○**議員** 「ありません」

○**議長（鈴木基次君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○**議員** 「ありません」

○**議長（鈴木基次君）** これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○**議員** （挙手多数）

○**議長（鈴木基次君）** 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 和歌山県と美浜町の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○**総務政策課長（福島教君）** 議案第2号 和歌山県と美浜町の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託について、細部説明を申し上げます。

平成26年6月に国の行政不服審査法が50年ぶりに抜本改正され、平成28年4月1日から施行されることとなっております。

改正後の行政不服審査法では、行政庁が行った申請手続の却下や取り消しなどの処分に対して不服申し立てや異議申し立てをする場合は、これまで直接提出していた事務手続を「審査請求」という言葉に一元化し、行政庁の中に設置する審理員がこれを受け付けし、審査し、事案によっては別に設置する第三者機関で裁決することとなっております。

行政不服審査法第81条第1項に、「地方自治体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する機関を置く。」となっていて、市町村にもこの第三者機関を置くこととなっております。

ただし、規模の小さい自治体単独でこの第三者機関を設置することは非効率であるため、今般、和歌山市を除く県内の市町村共同で和歌山県に事務を委託いたしたく、その委託に関する規約について、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるとしております。

附則として、この規約は平成28年4月1日から施行いたします。

また、第4条に定める負担額につきましては、1件につきおおむね300千円弱と聞いて

でございます。

以上で、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。10番 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 説明でよくわかったんですが、29市町村で共同の第三者機関を設置して、いろんな問題を受け付けるということですか。ということで、そやけど、その第三者機関のその組織というか、仕組みというか、それは一体どんな委員があつて、どうなるのかなということと、それ恒常的に置かれて経費が常に町に請求されるのかなということ、これは町長との話し合いで決まるということがこの条例で、規則でなっていますけれども、そこら辺、もし具体的なこと、ちょっと想像ができるようにご説明お願いしたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

私もちょっとまだイメージが湧いていない部分があるんですけども、今まででしたら、例えば税金であつたりとか何とかって、町がいろいろ出した処分じゃないですね、その結果に対して、いろいろ住民さんにとっては不服がある、納得できんというケースというのは時々あるわけです。

例えば、税金とかだと、特に固定資産税なんかだと、固定資産評価審査委員会へ申し立てとか、そこまでいかななくても、普通はもう担当職員がもう一度、再度丁寧にご説明させていただいて、それで納得いただいたらもうそれで話は終わるんですが、それでもどうしても納得できんということになると、さっき言うような、固定資産の審査委員会であるとか、あと、医療とか介護とか、そういうところだったらいろんな異議申し立てという制度というのは現行もあるわけなんですけれども、そういうのも踏まえてもやっぱり納得できんというような形になりますと、この行政不服審査法に基づく審査請求というふうな形にこれからなっていくと。

その際に、第三者機関を今度介して、そこにも審査してもらいなさいよという仕組みに変わりますので、県の窓口は恐らく市町村課になるんだと思うんですけども、そちらにこういう共同で利用する第三者機関を置くと。常設かどうかというのはちょっとあれなんですけれども、今聞いている話では、そこに弁護士さんであつたりとか、そういう学識経験の人というふうなそういう方が入って、その審査会を構成すると。そこまでいくような事案が出てくると、その人たちの人件費であつたりとか、いろいろ会議費ということで、さっき細部説明で申しあげました1件につき約300千円ぐらいの負担金がある場合は出てきますと。市町村課に前、聞くと、そういう事案って、今までも、県のそういうところまで不服申し立てで上がってくる件数って多いんですかという話を聞いた中では、年間数件であるというふうなことで、普通はそこまで至るまでに担当職員からいろいろ丁寧に説明していく中で納得していただけるケースが大半だとは思いますが、もし、どうしても

納得できない、町の処分なり決定にどうしても納得できない、ここまで行政不服審査法で徹底的にやるんやというふうなケースが出てくれば、そういう県へのこういう事案があるので審査してくださいというところまでいくケースがあり得るのかなど。件数的には、今の現状でもめったにないという話なんですけれども、出てきた場合はそういう手続になると。その場合は1件300千円ぐらいの負担が要ってきますよという、そういう流れになると聞いてございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 和歌山県と美浜町の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 美浜町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第3号 美浜町情報公開条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

前議案と同様に、国の行政不服審査法が改正されたことにより、不服申し立てや異議申し立てと呼ばれていた手続が「審査請求」という文言に統一されたことにより、本条例につきましても所要の字句の改正を行うものでございます。

具体的には、第12条の見出しが「不服申し立て」となっていたところを「審査請求」に改め、条文も改正いたします。

また、第12条の2として、情報公開審査会への諮問を追加いたします。

第13条についても、字句の改正でございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行し、これ以前に申し立てのあった事案については従前の例によるものとしてさせていただきます。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。10番 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 先ほどの行政不服審査法が52年ぶりに抜本的に改正されて、それでこっちも、この条例を改正するというの、わかるんですが、えらい変なあれですけども、この不服申し立てと審査請求、これ変わったのはどういう理由で、これ同じようなことやと思うんですけども、どういう意味の違いがあるんかということをちょっと教えてください。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 改正に至った背景というのは、ちょっと私も詳しくは承知していないんですが、法律によっては、不服申し立てという言い方をしたり、異議申し立てというふうな用語を使ったり、そこに統一感がなかったというところが1つあると思います。そういう手続をもう全て審査請求という言葉に一元化するというのが、1つ、今回の改正の理由と。

あと、内容的には同じなのではないかと言われればそうなんですけれども、先ほど言いました第三者機関を置くというのが一番大きな今回の改正であるというふうに解釈しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町情報公開条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第4号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

前議案と同様に、行政不服審査法が改正されたことにより、不服申し立てや異議申し立てと呼ばれていた手続が「審査請求」という文言に統一されました。

美浜町個人情報保護条例については、住民や法人の大切な個人情報を適切に管理することを定めた条例でございますが、町が収集した個人情報に誤りがあったり、違法に収集したと認められたりする場合は、何人も個人情報の訂正請求や利用停止を求めることができ



らとなっていて、第37条以降に、これに応じない場合、不服申し立てができるという定めがございます。

今回、この不服申し立てに関する定めに関し、「審査請求」と統一するため、字句及び関係条文の整備を行うものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行し、これ以前に申し立てのあった事案については従前の例によるものとしてございます。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 美浜町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第5号 美浜町行政手続条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります新旧対照表についてもご参照ください。

国の行政不服審査法が改正されたことで、これに関連する法律、国においては361件の法律が改正することとなり、その中で、国の行政手続法の中の字句が改正されたことで、町が制定している美浜町行政手続条例の中の字句も改正することとなったものでございます。

具体的には、第19条で、行政処分に対して弁明の機会を与える、いわゆる聴聞について、当事者の関係者は主宰者になれないという規定の中で、「前3号に規定する者であったことのある者」という字句を「前3号に規定する者であった者」に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜ります

すようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町行政手続条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第6号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

前議案と同様に、国の行政不服審査法と行政不服審査法施行令が改正されたことで、美浜町固定資産評価審査委員会条例の関係部分についても改正することとなったものでございます。

改正の主な内容は、字句の訂正と条文の追加でございますが、国の行政不服審査法に合わせて、参考資料のコピーを受け取る際のコピー料金や減免規定も定めてございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。10番 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 今度新たに「又は居所」というのを加えたのはどういう意味があるのでしょうか、住所のほかに。きょしょと読むんか、いどころと読むんかあれですけども。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 申しわけございません。ちょっと定かではないんですが、恐らく、固定資産税であるということで、必ずしも申し立てをされる方が町内に住所を置いている方ばかりではないというふうなことから、本人の住所に加えて、その固定資産のある場所というふうな意味なのか、町外の方も所有者になっているケースも固定の場合、

多うございますので、そういう意味で、住所だけでなく「又は居所」という文言を加えたのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第7号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

前議案と同様に、国の行政不服審査法と行政不服審査法施行令が改正されたことで、審査請求した者が関係書類を閲覧もしくは書面の交付を求めることができることとされており、その手数料、いわゆるコピー代金について、政令で用紙1枚につき10円、カラーの場合は20円と定められましたので、当町の手数料条例にも行政不服審査法に基づく書面の写しの定めを追加するものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第8号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

地方公務員法の改正により、平成28年4月1日から、これまでの勤務評定にかわり新しい人事評価制度が導入されることになってございますが、この改正とあわせて、これまで規則で定めていた、給料表の等級とその基準となる職務を定めた等級別基準職務表を条例で定めることとされましたので、これを定めるものでございます。

具体的には、これまで第4条に規定されていた給料表を別表第1と呼ぶこととし、「規則で定める」としていた等級別基準職務表を「別表第2に定める」とするものでございます。

また、これとは別に、国の行政不服審査法が抜本改正されたことにより、期末手当の支給の一部差しとめについて、引用する条文が変わりましたので、第26条の3第4項の中の字句を改正するものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。4番 北村議員。

○4番（北村龍二君） 困難な業務というところがあるんですけども、今まで、町の定めるとたしかになっていたと思うんですけども、これ、困難な業務というのはどういうことですか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 今まで規則の中では、長が定める業務ということで、同じ例えば課長級でも5級、6級というのが、長が特に認めた場合6級というような規則での定めだったかと思いますが、今回、困難な業務という文言に変えさせていただいたのが、国のほうの給与法の準則というのがこういう表現をしているということで、この際、その表現に合わせさせていただいたということでございます。

ちょっと補足して追加いたします。困難な業務というのは、そしたらどう判断するかというあたりなんですけれども、実際のところは、ある程度の勤務年数と年齢により次のと

ころへ配置すると、1つ上の級へ配置するという、現実にはそういう運用の中で判断しているものでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 4番 北村議員。

○4番（北村龍二君） 最初がちょっと聞こえにくかったんで、もう一度お願いします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 勤務年数と年齢と申し上げました。

○議長（鈴木基次君） 7番 高野議員。

○7番（高野正君） 皆、おかしいことをおっしゃいますね。勤務年数等って、国が決めたからって、違うでしょう。例えば同じ5級でも、課長の職務、6級になったら困難な業務を行う課長の職務。国が決めたからというたって、こんなん、そのとおり書くんやって、おかしいと思いません、課長。

そのほか、例えば、困難な業務を行う主任保育教諭の業務とか、主任教諭の業務とか、主任保育士の業務。こんなことは別に年数と違って、困難なことは日ごろ困難なんですよ。ところが、ここに困難なとわざわざ書きますと、同じ5級の課長は困難でなくて、6級の課長が困難でと、こういうことになるんですよね。見た感じそうでしょう。それが中身何やというたら、勤務年数とかで、国がそう。そんなんおかしいと思いません。これ、文言がおかしいんですよ。文言を、言葉尻とるようでもことに申しわけないですけども、おかしいと思いません、課長。実際、よく考えてくださいよ、これ。5級の課長が普通の課長の職務であり、6級になったら困難な業務を行う課長の職務と。6級になったら困難ながつくんですよ。これ何かというたら勤務年数。こんなおかしい話あるんですか。日ごろご苦労されている、課長にもなれば部下も多々おられて、いろんな部下もおられますよ。日ごろ何かとご苦労されているのは当然理解していますけれども、5級だったら、まあ言えば困難でない課長やと。そんなの、まことにもっておかしいと思いませんか。いかがですか。

だから、こんなん、国の言うとおりでせんでもええんや。こんな、おかしいと思ったら。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 現在6級に配置されている課長さん方については、やはり一般の課長に比べて困難な業務を扱っていただいていると判断してございます。

○議長（鈴木基次君） 7番 高野議員。

○7番（高野正君） 5級の課長、例えばですよ、総務政策課長が非常に日ごろ多忙にわたり困難な職務であって、総務政策課長は困難な業務を行う課長ですよと、役場の中でね、総務政策課長になられる方は困難な職務をこなしている。極端に、失礼ながら、住民課長は課長さんですよ。課長の職務。そういうことならわかるんですよ。日ごろの職務で困難な職務を非常に多く、このほかは総務政策課はなにも持って、かも持って、かも持ってと、大変な職務を持って課長になられていると、それならわかるんですけども。だから、

年数で、ご自分でおっしゃっていることおかしいと思いません。俺らはほんまにおかしいと思うんやけどな。そんなことって、年数でと初めにおっしゃいましたけれども、本当に、いま一度、これでもう聞きませんけれども、おかしいと思いませんか、今のご答弁。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 私、ちなみに5級でございますけれども、最終的には勤務年数、経験、年齢も加味した上で長が判断するということになると思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 課長さんも答弁するのに非常にご苦労されているようで、でも、議員から見たら、僕も疑問に思っているんや、私も疑問に思っているんやという人が多いんで、これは誰でもこのことに関しては疑問に思うと思います。

その中で、この間、広域消防でも同じような、困難な業務を行うとつたこの同じ表があったんで、その当時からもうおかしいな、どうも疑問やなと思っていたんですけれども、それはおいておいて。

町長が判断するという話してくれました。町長は、ほなこの困難な業務やないけれども、これどの段階で困難なと判断するんですか、それをまず1つ、町長に聞かせてもらいたい。

いま一つ、この2級のところに、高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事の職務って、これもある意味で言えば同じ意味だと思うんです。どういうものが高度の知識または経験を要するということになるのかなという疑問は当然湧いてきます。ここら辺について、まずちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 先ほども総務政策課長からご答弁させていただいたんですけれども、やはりその方の勤務評定とかお仕事とか、そして年齢等を勘案しながら、最終的には私が判断させていただくということでご理解を賜りたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 1級と2級、そしたらどう違うのか、2級は高度な知識や経験という文言になっているあたりについてはどうかというご指摘だと思います。

今回、国の様式に準じてこの表をするに当たって、従来、恐らくここどちらも、1級も2級も主事というふうな表現だったかと思います。それではその1と2の違いがわからんというふうなこともあって、こういう2級については、数年1級で経験を重ねてきた上で、高度な知識を身につけたことによって2級ということなんです。ここにつきましても、特に今の現状では、勤続年数等を加味した上で1級から2級へという配置をしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 課長さん、勤続年数という言葉言うさかいにややこしくなってくる

ので、主事をやっていて、それだけの技術がついたんで2級に上がりますと言うたら理解しやすい。それで年数加わると、それは年功序列というやつじゃないですかという理屈で、それはおいておいて、理解します、そのことは。

ところが、町長、私が判断しますと、わかりますけれども、昇給、例えば、補正にもついてあるでしょう、ここで。この級が上がるということよりも、何号給上がるということ、お金はこれでも上がるわけですね。ほんなら、勤務評定、評価をして、本来、勤務評定というんか、その人の勤務評定するということは、どちらかという、この号俸が上がるんじゃないんですか、普通は。級というんは、その人に与えられた仕事なんでしょう、結局。今までみたいに、5級は今度、課長の職務ときちとうたわれて、以前、私もここで議論させてもらったように、いろいろ課長にもあるということはちょっと問題があると思うんです。

でも、今度はこれで課長が5級ときっちりうたわれたと、それで今言う、いわゆる困難な業務という説明のしにくいところも理解もします。しかし、本当に勤務評定するんだったら、何号給上がるという、この号でしょう。これは級なんです。勤務評定とはある意味で関係なしに、この人は何級、この人は何級でしょう。号じゃないんでしょう。だったら、勤務評定で級が決まるというのはおかしいんじゃないんですか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

おっしゃることもわかります。というのが、何級じゃなくて、議員がおっしゃるのは何号給というような形だったと思うんですけれども、昇格とか昇給というのも勘案した中で先ほど私自身答弁させていただいたのであって、号給というのも、おっしゃることはわかります。

ただ、今言わせていただいたのは、昇給とかという形の中で言えばということで、ご答弁させていただいたということでございます。

○議長（鈴木基次君） 9番 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 我々、わかりました。理解します。

そこでちょっと、じゃ、この困難な業務というものは、大体、感覚的にどんなに理解したらええのかなということだけシ理解させてほしいんですけれども、この中で、名前は言わいでも結構でございますので、6号級の課長さんっておられるんですか、おられないんですか。要するに、これは特別、たまになるんやと、いやいや、しかし、ある程度課長として実力を積んできたら、大抵の方は半分ぐらいは6級になるんですよという、そんな認識の仕方なんか。いわゆる6級というのは、この中でいうたら1人か2人ぐらいは特別にあるんやというような、そんなものなんですか。そこら辺の、我々感覚的にとりたいんで、ちょっとひとつご答弁お願いします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 6級の方はこの議場に3名おられます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。10番 中西議員。

○10番（中西満寿美君） こういう給料というか給与のことをこういう困難な業務というような曖昧な基準でしていくというのは、国が変わったからしょうないんやなどということがあるかと思うんですけども、私はこんな曖昧ではええんかどうかということで反対をしたいと思います。反対してもあかんと思いますけれども。

○議長（鈴木基次君） ほかに討論ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました

日程第10 議案第9号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第9号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

この条例改正につきましては、国の行政不服審査法の改正に伴って必要となった字句の改正と、それとは別に、消防団員の公務災害の傷病補償年金等の支給の率の引き上げの2つの改正がその内容となっております。

第26条の改正は、行政不服審査法の改正に伴い、これまでの「異議申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

附則の改正は、消防団員が公務上の災害等で受ける傷病補償年金及び休業補償について、障害厚生年金などとの併給がある場合の調整率をそれぞれ引き上げるものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」



○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 美浜町人事行政等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第10号 美浜町人事行政等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

地方公務員法第58条の2の規定により、職員の給与の状況などを広報やホームページでこれまで公表してきているところがございますが、平成28年4月1日から、これまでの勤務評定にかわり、新しい人事評価制度が導入されることに合わせて地方公務員法も改正されました。

具体的には、第3条のうち公表する項目として、「職員の人事評価の状況」「職員の休業に関する状況」及び「職員の退職管理の状況」を追加し、これまでの「勤務成績の評定」を削除いたします。

また、現在は休職や減給などの処分を受けた際に、60日以内に日高郡公平委員会へ不服申し立てができることとなっておりますが、こちらは国の行政不服審査法の改正に合わせ、第4条、第5条を追加して「審査請求」の取り扱いについて定めることとしています。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。4番 北村議員。

○4番（北村龍二君） 職員の人事評価の状況って、どういう感じのことになりますか、教えてください。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） ちょっと手元に今、様式持ち合わせていないんですけれども、恐らく、先ほどの議案の中で田淵議員からもありましたように、人事評価による昇給

の状況であるとか、通常の昇給が何名とか、特別に何号以上昇給した者が何名とか、そういう新しい人事評価によって昇給等、どういう人数であったかというあたりを新たに公表する項目の中へ加えていくと、そういう形になるかと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 4番 北村議員。

○4番（北村龍二君） 昇給状況のみという感じでいいんですか。のみじゃないんでしょう。もうちょっと細かくあれば。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 現在の勤務評定という今やっている制度の中でも、その結果を反映させているのが定期昇給と、それと勤勉手当でございます。勤勉手当は、通常の評価の場合と、全体の何%かの人についてはそれよりも月数を上乘せして勤勉手当を出すということをやっておりますので、その人事評価が反映される項目としては、基本、昇給と勤勉手当、この2項目になるかと考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 美浜町人事行政等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時三〇分散会

再開は、22日午前9時です。